

一般事業主行動計画の公表について

株式会社メイホーエンジニアリングは、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき一般事業主行動計画を策定いたします。

次世代育成支援対策法とは

次の社会を担う子供たちの健全な育成のために、地方公共団体や事業主が行わなければならない措置を 2005 年 4 月 1 日に定めた法律です。

女性活躍推進法とは

「働きたい女性が個性と能力を十分に発揮できる社会」の実現を目的として、地方公共団体や事業主が計画的に取り組んでいくために作られた法律です。

計画期間： 2022 年 4 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日

次世代育成支援対策法行動計画

目標 1：男性の育児休業取得率を 30%にする

取り組み：2022 年 4 月 1 日より（段階的に実施）

- (1) 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
- (2) 育休に関する制度と育休取得促進に関する方針及び相談体制の周知
- (3) 「育児休業取得 個別周知・意向確認書」の導入
- (4) 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設
- (5) 育児休業の分割取得

目標 2：有給休暇取得率を 60%にする

※2021 年度有給取得率 56%

取り組み：2022 年 4 月 1 日より

- ・年次有給化の取得状況を確認し、取得の少ない社員に対し取得を促すよう働きかける
- ・有給取得推奨日を制定し、社員へ周知する

| 女性活躍推進法に基づく行動計画

当社の課題：前年度採用者の女性労働者を占める割合が 22%と低い数値となっている。

目標：採用した労働者に占める女性労働者の割合を 30%にする

取り組み：2022 年 4 月 1 日より

- ・各方面にだしている求人広告に女性が活躍できる職場であることをアピールする